

事務所通信

2014年12月号 No.114



(親不知 まるたん坊)

CONTENTS

- | | | | |
|------------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント
… 世のため人のため | P1 | ● 新語・流行語大賞 | P4 |
| ● 軽自動車税の税率改正 | P2 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 社会保険料控除 | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| | | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

世のため人のため

先月号では「燃える闘魂」の必要性について書きました。燃える闘魂は自転車にたとえるならば、推進力すなわち後輪です。強い推進力をもって、自転車を前進させることに成功したとしても、それが正しい方向に向かい、目的地まで到着するためには、ハンドルに制御された前輪があるからにはほかなりません。「燃える闘魂」に戻れば、その強い思いを発揮するための動機が問われるのです。経営者たる者、「世のため人のため」といった高邁な動機と『徳』をもってはなりません。ビジネスで成功するには、まずは燃える闘魂が必要不可欠です。しかし、燃える闘魂だけでビジネスを展開すると、制御が利かなくなる可能性があります。

1.世のため人のため

いくら優秀な経営者といえども、そのトップの戦略だけで、企業が機能し、経営ができるわけではありません。権力によって人間を抑圧したり、金銭によって人間の欲望をそそるような経営では一時的に成功を収めることができたとしても、いつか必ず社員の離反を招き、破綻に至るはずで、企業経営は永遠に繁栄を目指すものでなければならず、それには徳にもとづく経営を進めるしか方法はありません。

経営者は、さまざまな局面で、常に判断を求められます。経営とは日々の判断の集積であり、その判断の是非によって業績が左右され、ときには企業の命運さえ決めるのです。ならば、心のなかに判断の「ものさし」となる明確な基準が必要であり、それがどのようなものであるかが問われてくるはずで、正しい判断をするためには、その基準が立派で揺るぎのないものでなければなりません。そんな経営における判断基準とは、「人間として何が正しいのか」という問いに集約されるものと考えます。

2.世界の範となる徳

京セラの稲盛さんは中国で講演をする時には何千人もの経営者が集まるそうです。そして「欲望にもとづく経営は必ず破綻する。人を蹴落としたり、不正な方法を行ったりして手にした利益には意味がない。利益を得るにも、人間として正しい道を貫かなければならない。その正しい道のベースとなるのは他者を思いやる『利他の心』、人間としての『仁』と『義』、すなわち『徳』である。従業員に対する愛、顧客に対する奉仕、そして、社会に対する貢献がなければ、永続的に繁栄をつづける経営はできない」と説いています。

いま、中国では多くの企業経営者の方々が、これまでの利己的な経営のあり方を見直し、利他の心という言葉の口にするようになってきました。世界でも最も「強欲な資本主義」の道を突き進んでいると思われる中国で、これまでにない新しい動きがはじまっているのです。



軽自動車税の税率改正

平成27年度より小型自動車との税の均衡から環境対策の推進を図るため、一部の軽自動車税の税率が以下のとおり引き上げとなります。

■ 四輪以上及び三輪の軽自動車に係る税率(一部の車両が対象)

車種区分		平成27年3月31日までに新規登録した車両→ 現行税率を適用	平成27年4月1日に新規登録した車両→平成27年度より新税率適用	新規登録から13年経過した車両→
			平成27年4月2日以降に新規登録した車両→平成28年度より新税率適用	平成28年度から重課税率を適用
四輪乗用車	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物車	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円

■ 原動機付自転車及び二輪車に係る税率(全車種対象)

車種区分		現行税率を適用	新税率を適用
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	雪上車	2,400円	3,000円
	農耕作業用車両	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円

社会保険料控除

2年前納された国民年金保険料の社会保険料控除について

平成26年4月から、2年分の国民年金保険料を前納することができることとされています。この2年前納された国民年金保険料に係る社会保険料控除については、下記の方法を選択することができます。

①納めた年に全額控除する方法

②各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法

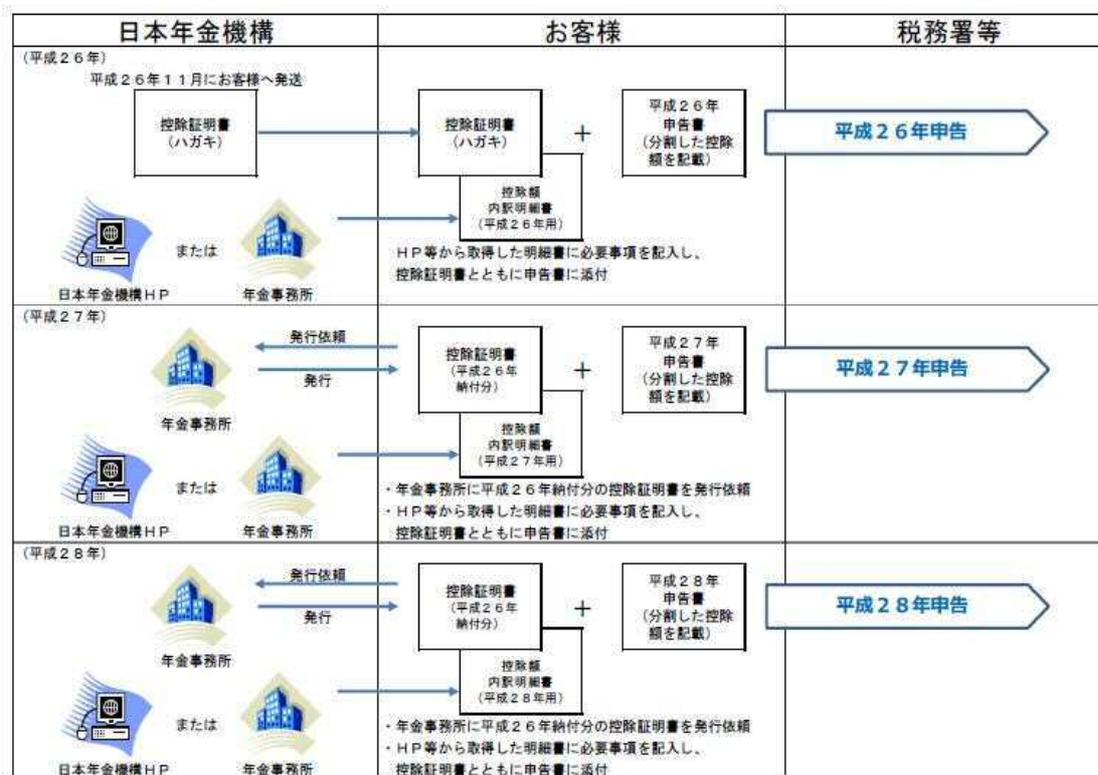
いずれの方法を選択した場合であっても、年末調整において、所得者本人が納めた国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、日本年金機構が発行した社会保険料控除証明書を給与所得者の保険料控除申告書に添付して、給与等の支払者へ提出又は提示することとなっています。

各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法の場合

ただし、上記②の方法を選択する場合は、所得者自らが各年において「社会保険料（国民年金保険料）控除額内訳明細書」を作成の上、日本年金機構が発行した社会保険料控除証明書と併せて給与所得者の保険料控除申告書に添付して給与等の支払者へ提出することとなっています。

「社会保険料（国民年金保険料）控除額内訳明細書」は、日本年金機構ホームページ又は年金事務所において入手できます。また、2年目以降の申告に必要な控除証明書は、別途発送となりますので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

【平成26年4月に2年前納した保険料を各年に申告する場合の流れ】



新語・流行語大賞

12月1日発表の 新語・流行語大賞の「候補語」、
あなたはいくつ知っていますか？

輝く女性	J 婚	限定容認	
STAP 細胞はあります	ゴーストライター	積極的平和主義	
バックビルディング	タモロス	勝てない相手はもういない	
まさ土	マイルドヤンキー	カープ女子	
トリクルダウン	リベンジポルノ	ワンオペ	
デング熱	JK ビジネス	ハーフハーフ	
ダメよ～ダメダメ	絶景	消滅可能性都市	
2025 年問題	レジェンド	壁ドン	
危険ドラッグ	ゆづ	ミドリムシ	
アイス・バケツ・チャレンジ	妖怪ウオッチ	壊憲記念日	
家事ハラ	塩対応	イスラム国	
マタハラ	マウンティング(女子)	雨傘革命	
ありのまま	こじらせ女子	昼顔	
レリゴー	女装子	塩レモン	
こびっと	号泣会見	ビットコイン	
ごきげんよう	セクハラやじ	エボラ出血熱	
リトル本田	集団的自衛権		



…年間大賞



…トップテン入り

そもそも、流行語大賞って、
いつ頃から始まって、誰が主催しているのでしょうか？

流行語大賞というものが作られたのは1984年です。

当時は「現代用語の基礎知識」の読者アンケートによってノミネート候補が上がっていました。

1984年～1990年の6年間、2部門に分かれていました。

- ・新語部門
- ・流行語部門

1991年からは「年間大賞」が設けられて

1994年には両部門合わせてという形になりました。

年間大賞の他にトップテンという、その年話題となった言葉も並ぶようになりました。

20回目となる2003年から株式会社日本通信教育連盟と提携し、

現代用語の基礎知識選『生涯学習のユーキャン 新語・流行語大賞』と名称を改め、

更に2004年より現代用語の基礎知識選『ユーキャン流行語大賞』に改称されました。

なっとく!? これは流行語とは思えないのは、新語？？

< 広 川 >

Q 1 扶養親族の要件として、同居は必要ですか？

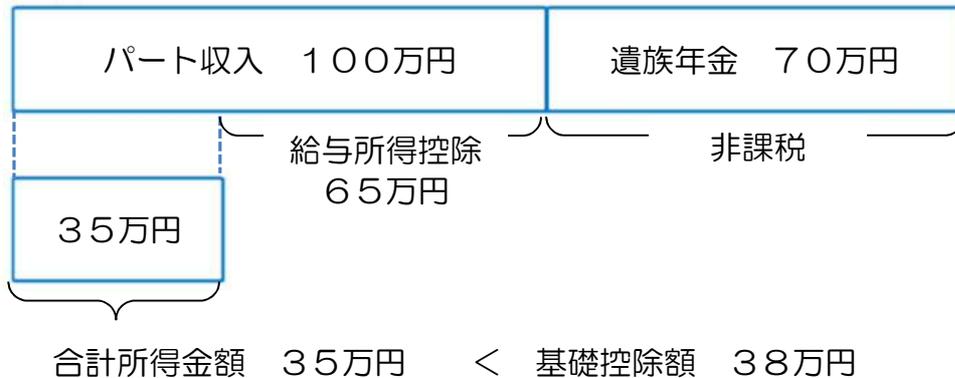
A 1 扶養親族に該当するかどうかは同居、別居を問いません。「生計を一にする」かどうかで判定します。ただし、70歳以上の人や特別障害者の人を扶養している場合、同居、別居の違いにより控除額が異なるので、区分が必要になります。例えば、病気治療のため長期間入院しているような場合でも同居として取り扱われますが、老人ホームなどに入所している場合は別居として取り扱われます。

※勤務、修学、療養費等の都合上、別居していても、余暇には生活を共にすることが常であったり、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合を含みます。

Q 2 従業員Sの母親はパート収入(給与収入)が100万円、遺族年金が70万円の他に所得がありません。この場合、扶養親族になりますか？

A 2 まず、遺族年金は非課税所得となり所得に含めません。一方、パート収入は給与所得となり、給与収入100万円から給与所得控除額65万円を差し引いた35万円が所得となります。他に所得がないのであれば、合計所得金額は35万円となり、基礎控除の38万円以下となるため、従業員Sの扶養親族に該当します。

<図>



Q 3 配偶者特別控除の注意点について教えてください。

A 3 配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満の場合に適用があります。配偶者の合計所得金額は配偶者特別控除申告書の「配偶者の合計所得金額(見積額)」の表を使って正確に算出します。

< 小 林 (恭) >

研修予定

日 時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
12月のテルモ経営研究会はお休みです。				
1月23日（金） PM1：23～	第25期 経営計画発表会	魚がし	大畑 誠也氏 税理士 加藤輝守	5,000円

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関に認定されました！！



経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ
 - ②低金利での融資制度
 - ③各種補助金制度
 - ④商業・サービス業等投資減税制度
- などが挙げられます。ぜひご活用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇



「年」

「年」という語は、奈良時代においては農事に由来した語であった。
「とし」は元来穀物を意味し、五穀、特に稲をさす語であった。また転じて、稲の耕作・収穫・作柄なども意味する語になっていった。穀物が一回実る期間が一年に相当するところから「とし」は「一年」をも意味するようになったといわれる。

教育モチベーションカレンダーより

(担当：いとう)



休日カレンダー



12月(師走) December

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23 天皇誕生日	24	25	26	27
28	29 年末休暇	30 年末休暇	31 年末休暇	1 年始休暇	2 年始休暇	3 年始休暇
4	5 仕事始め	6	7	8	9	10

・網掛けの日が当事務所の休日です。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



12月の税務

- 12月10日 平成26年11月分の源泉所得税・住民税の納付
- H27 1月5日 平成26年10月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付
平成27年4月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付
平成27年7月、平成27年1月決算法人の消費税の中間申告、納付
- 12月31日 12月決算法人、又は個人事業者で平成27年1月開始事業年度(課税期間)から消費税の簡易課税制度を適用する場合、または適用を取りやめる場合

◆◆ あとがき ◆◆

平成26年、午年も残すところ1ヶ月となりました。

12月の師走の時期、年末に向けて皆様慌ただしい時期になりますが、交通事故や健康に注意して最後の月を乗り切りましょう。

本年も大変お世話になりました。来年も職員一同頑張りますので、よろしくお願いいたします。

〈 倉 又 〉